

# 犯罪被害者等支援 メニュー リスト

大洲市

# 目 次

## 【大洲市の支援メニュー・対応窓口】

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| <b>1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口</b>   | P.1 |
| <b>2 経済的支援</b>               |     |
| (1) 犯罪被害者等支援金                | P.1 |
| (2) 高額療養費の支給                 | P.1 |
| (3) 自立支援医療の負担軽減              | P.1 |
| (4) 国民年金の支給                  | P.1 |
| (5) 子育てに係る負担の軽減              | P.1 |
| (6) 市税等（国民健康保険税含む）の減免、納付     | P.2 |
| (7) 介護保険料の減免、納付              | P.2 |
| (8) 生活保護                     | P.2 |
| (9) 市営住宅への入居                 | P.2 |
| (10) 上下水道料金の減免、納付            | P.2 |
| (11) 母子生活支援施設への入所            | P.2 |
| (12) 就業の支援                   | P.2 |
| (13) 商品・サービスに関する苦情や業業者とのトラブル | P.2 |
| (14) 多重債務に関する相談              | P.2 |
| <b>3 精神的・身体的被害の回復・防止等</b>    |     |
| (1) こころの健康相談                 | P.3 |
| (2) 子育ての悩み                   | P.3 |
| (3) 児童虐待                     | P.3 |
| (4) DV相談                     | P.3 |
| (5) 女性相談                     | P.3 |
| (6) 精神保健福祉                   | P.3 |
| (7) 障がい者虐待                   | P.3 |
| (8) 身体の障がい                   | P.3 |
| (9) 高齢者虐待                    | P.3 |
| (10) 住所情報の保護                 | P.3 |
| (11) 無料行政相談                  | P.3 |
| (12) 人権相談                    | P.3 |

## 市の支援メニュー・対応窓口

### 【大洲市】

#### 1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

|  |   |
|--|---|
| <p>犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。</p> <p>また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている府内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。</p> | <p>危機管理課 地域安全係<br/>(市役所 別館3階)<br/>TEL 0893-24-1742<br/>内線 353</p> |
|--|---|

#### 2 経済的支援

| 相談対応内容                           | 相談・制度・サービスの概要  | 担当窓口  |
|----------------------------------|--|---|
| 1 犯罪被害者等支援金                      | 県と市町が一体になって、犯罪被害者の遺族をはじめ、重傷病や精神疾患を負われた方の経済的な負担を軽減します。見舞金や転居費用助成金など3万円から60万円を支援します。   | 危機管理課 地域安全係<br>(市役所 別館3階)<br>TEL 0893-24-1742<br>内線 353                         |
| 2 高額療養費の支給<br>【国民健康保険、後期高齢者医療保険】 | 世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。                     | 市民課 国保係／高齢者医療係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1713<br>内線 153、154／156、157             |
| 3 自立支援医療の負担軽減                    | 一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。                                  | 社会福祉課 障がい福祉係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1758<br>内線 161                           |
| 4 国民年金の支給                        |  |   |
| 遺族基礎年金                           | 国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。      | 市民課 年金係<br>(市役所1階 国民年金窓口)<br>TEL 0893-24-1713<br>内線 158、159                     |
| 障害基礎年金                           | 国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。                                   | 市民課 年金係<br>(市役所1階 国民年金窓口)<br>TEL 0893-24-1713<br>内線 158、159                     |
| 5 子育てに係る負担の軽減                    |  |   |
| 【出産】<br>妊婦のための支援給付               | 妊娠時と出産後の2回に分けて面談等を実施し妊婦支援給付金を支給する。なお、流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方、お子さんを亡くされた方も申請いただけます。       | こども家庭センター 母子健康係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-6710<br>内線 76262 |
| 【育児】<br>児童扶養手当                   | 父又は母と生計を同じくしていない、父又は母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。        | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76326 |
| 【保育】<br>ひとり親家庭等の保育料の軽減           | ひとり親家庭等の保育料について、世帯状況や所得に応じて軽減します。  | 子育て支援課 保育幼稚園係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-5718<br>内線 133                          |
| 【保育】<br>一時保育<br>(一時預かり)          | 保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。（利用料がかかります。）                | 子育て支援課 保育幼稚園係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-5718<br>内線 188                          |
| 【医療】<br>ひとり親家庭等医療費の助成            | ひとり親家庭等の母又は父及び扶養している20歳までの子に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。（家庭主の所得条件があります。）       | 市民課 高齢者医療係<br>(市役所1階 ひとり親家庭医療窓口)<br>TEL 0893-24-1713<br>内線 156                  |
| 【修学・就学】<br>母子父子寡婦福祉資金貸付          | 母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、児童が修学するに必要な経費をはじめとした各種資金の貸付を行います。（愛媛県貸付制度） | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76326 |
| 【修学】<br>就学費用の援助                  | 経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。   | 教育総務課 学校教育係<br>(市役所 別館2階)<br>TEL 0893-24-1733<br>内線 454                         |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 6 市税等（国民健康保険税を含む）の減免、納付   |   |
| 【市税等（国民健康保険税含む）の納付相談】     | 税務課 収納係<br>(市役所1階 税務課窓口)<br>TEL 0893-24-1711<br>内線 123、138                      |
| 【市税の減免】                   | 税務課 市民税係<br>(市役所1階 税務課窓口)<br>TEL 0893-24-1711<br>内線 131                         |
| 【固定資産税の減免】                | 税務課 固定資産係<br>(市役所1階 税務課窓口)<br>TEL 0893-24-1711<br>内線 128                        |
| 【国民健康保険税の減免】              | 税務課 市民税係<br>(市役所1階 税務課窓口)<br>TEL 0893-24-1711<br>内線 129                         |
| 7 介護保険料の減免、納付             | 高齢福祉課 介護保険管理係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1714<br>内線 167                          |
| 8 生活保護                    | 社会福祉課 生活保護係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1715<br>内線 181                            |
| 9 市営住宅への入居                | 都市整備課 公営住宅係<br>(市役所2階 都市整備課窓口)<br>TEL 0893-24-1759<br>内線 271、272                |
| 10 上下水道料金の納付              | 上下水道課 水道管理係<br>(市役所管理センター2階 窓口)<br>TEL 0893-24-3753<br>内線 602、605、606           |
| 11 母子生活支援施設への入所           | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76326 |
| 12 就業の支援                  | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76326 |
| 13 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル | 商工産業課<br>(市役所2階 消費生活相談窓口)<br>TEL 0893-24-1790<br>内線 299                         |
| 14 多重債務に関する相談             | 商工産業課<br>(市役所2階 消費生活相談窓口)<br>TEL 0893-24-1790<br>内線 299                         |

### 3 精神的・身体的被害の回復・防止等

|    | 相談対応内容   | 相談・制度・サービスの概要  | 担当窓口  |
|----|----------|--|---|
| 1  | こころの健康相談 | こころの健康に関する不安や悩みがある方やその家族及びその関係者に対して、保健師・専門職等による相談やこころの健康に関する情報提供を行い、必要に応じて関係機関につなげます。  | 健康増進課 健康支援係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-23-0310<br>内線 210、203   |
| 2  | 子育ての悩み   | 子育て、子どもの成長・発達、親子関係などの悩みについて、子ども家庭支援員が相談に応じます。  | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76218 |
| 3  | 児童虐待     | 児童虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して子どもに応じた援助を行います。   | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76218 |
| 4  | D V相談    | 配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。また、相談内容により、必要な支援を行っている関係機関に適切につなげます。  | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76326 |
| 5  | 女性相談     | 困難な問題を抱える女性及びその家族に対して、女性相談支援員が相談に応じます。   | こども家庭センター 家庭相談係<br>(大洲市東大洲270番地1<br>総合福祉センター2階)<br>TEL 0893-57-9919<br>内線 76326 |
| 6  | 精神保健福祉   | 精神保健及び精神障がい者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。   | 社会福祉課 障がい福祉係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1758<br>内線 172                           |
| 7  | 障がい者虐待   | 障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。  | 社会福祉課 障がい福祉係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1758<br>内線 481                           |
| 8  | 身体の障がい   | 身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。   | 社会福祉課 障がい福祉係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1758<br>内線 103                           |
| 9  | 高齢者虐待    | 高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。   | 高齢福祉課<br>地域包括支援センター支援係<br>(市役所1階)<br>TEL 0893-24-1714<br>内線 169                 |
| 10 | 住所情報の保護  | D Vやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるD V等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。 | 市民課 市民係<br>(市役所1階 住民基本台帳窓口)<br>TEL 0893-24-1710<br>内線 105、117                   |
| 11 | 無料行政相談   | 行政相談委員が、国などの行政に対する苦情や要望、暮らしに関するさまざまな相談ごとに応じます。   | 総務課 行政係<br>(市役所3階)<br>TEL 0893-24-1724<br>内線 316                                |
| 12 | 人権相談     | 人権問題でお困りの場合は、お近くの人権擁護委員が相談に応じます。また、特設人権相談所を市役所などで毎月開催しています。日時等については、市役所人権啓発課までお問い合わせください。  | 人権啓発課 人権啓発係<br>(市役所3階)<br>TEL 0893-24-1746<br>内線 621、622                        |